

閱覽用

平成29年 第10回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年10月3日

神崎市農業委員会

平成29年第10回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月3日(火) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員13名

欠席委員 なし

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

12番 黒田 委員 13番 本間 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件

議案第4号 非農地証明について	1件
議案第5号 あっせん委員の指名について	2件
議案第6号 農地の買受適格証明願(耕作目的)について	1件
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画(利用権設定関係)について	91件
議案第8号 農振除外申請(軽微な変更)に伴う事前審査について	1件
議案第9号 農振除外申請に伴う事前審査について	2件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	26件
報告第2号 農用地利用配分計画について	2件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政水産課副課長	音成 栄志
農政企画係主事補	川端 晃博

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、総会に出席いただきありがとうございます。本年度の農地利用状況調査につきましては、大変暑い中、調査を実施いただきお礼申しあげます。只今、現地の再調査、調査の取りまとめ等を行っているところですが、次回の合同会議等の折に結果等を報告したいと考えております。着席して議事を進めさせていただきます。平成29年第10回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

座ったまま失礼します。稲刈りの時期を迎えた訳ではありますが、気になるのはこういった天気でございます。昨年も確かこういう天気で、雨後に刈ったが思うように麦が蒔けず、収穫も麦はかなり悪かった訳でございます。今年度は、去年の荷の舞いにならないように願うところでございます。それでは、只今から、平成29年第10回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

ありがとうございました。本日の出席委員は12名でございます。11番 福田 委員が遅刻されます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森 会長、宜しくをお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は12番 黒田 委員と13番 本間 委員の2名を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第4号 非農地証明について	1件
議案第5号 あっせん委員の指名について	2件
議案第6号 農地の買受適格証明願(耕作目的)について	1件
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	91件
議案第8号 農振除外申請(軽微な変更)に伴う事前審査について	1件
議案第9号 農振除外申請に伴う事前審査について	2件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	26件
報告第2号 農用地利用配分計画について	2件

以上、9議案102件、報告第1号、2号の28件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番 畑の195㎡で、その他 宅地3筆と一体利用の計4筆803.39㎡です。転用の目的は貸駐車場で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。

転用着工は平成29年11月15日、工事完了は平成29年12月30日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外決定済み。農地区分は「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域」として第3種農地と判断され、許可基準は「許可し得る」となります。位置図などを7ページと8ページに添付しています。申請に必要な書類として土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水などの処理が適切に計画されていて、区長、生産組合長による地区の排水同意書が提出されていて問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

(1番 森 委員)

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

議案第1号 受付番号1番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、私1番の森が意見を述べさせていただきます。7ページにありますように〇〇の道南で、〇〇の前の奥に入ったところになります。私たちも農地パトロールの時に見落しておりました、まさか、ここに

農地があるとは思いませんでした。従いまして、推進委員とともに現地を確認しましたが、この周辺には農地はなく、営農活動には支障はありませんので、みなさまのご審議をよろしく願います。

議 長

只今、地区担当委員としての意見を述べさせていただきました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号 受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番 田の他 計3筆の面積2,618㎡です。転用の目的は資材置場で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。

転用着工は平成29年11月20日、工事完了は平成29年12月30日の予定です。
権利の内容は所有権の移転で、農振除外決定済み。農地区分は「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」で第1種農地と判断されますが、許可基準は用地選定を行った上で「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」となります。位置図などを9ページと10ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水などの処理が適切に計画されていて、区長、生産組合長による地区の排水同意書及び隣接農地管理者の同意書が提出されていて問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。議案第1号 受付番号2番について、地区担当委員の10番 鶴 委員のご意見をお伺いいたします。

10番 鶴 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の手塚推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えられます。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、3番 服巻 委員

9番 服巻 委員

3番の服巻です。

10ページの計画図の中に高木エリアというのがありますが、どのぐらいの高さの木を植えら

れる予定なのか、隣が田んぼなので影響がないかお聞きしたいのですが、お願いします。

議 長

申請者の方、説明をお願いします。

申請者

樹木は、苗木関係を〇〇か〇〇の方から仕入れますので、仮置き場とする予定ですので、ずうっと植えることはありません。北側の田んぼのところは日照を考慮して、なるべく離して植える考えをしております。以上です。

議 長

よろしいですか。他にありませんか、ないようですので質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第4条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番 畑の647㎡のうち142㎡です。転用の目的は宅地進入路及び宅地敷地で、転用の理由及び申請人、施設の用途などは記載のとおりです。転用着工は平成29年11月1日、工事完了は平成29年11月30日の

予定です。申請地は、農振除外決定済みで、農地区分は「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」として第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを11ページと12ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図と資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財調査の届出についての書類などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については雨水などの処理が適切に実施されていて、区長、生産組合長による地区の排水同意書が提出されていて問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の10番 鶴 委員のご意見をお伺いします。

10番 鶴 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えられます。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号 議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書3ページに記載しております、受付番号1番は、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。申請地の位置図を13ページに添付しております。

申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われま
す。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第4号 非農地証明関係)

議 長

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第4号 非農地証明についてを議題といたします。受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 非農地証明について説明します。

非農地証明については、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査と事実確認等を行った上で総会にて審議します。

受付番号1番 申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇 〇〇番 畑の115㎡です。申請の理由及び申請人については記載のとおりです。農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を14ページと15ページに添付しています。

証明基準については摘要欄に記載のとおりで、概ね20年にわたり周囲農地への影響がなく、かつ地域の了解のもと現状にて活用されていることなど、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合し、非農地証明に該当すると思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第4号 受付番号1番の申請は、神埼町〇〇でございますので、私1番の 森 が現地確認等について説明をいたします。

(1番 森 委員)

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

ここは、私の担当地区で、荒堅目になります。図面を見ていただくと横長に道路がありますが、元々〇〇川が流れておりました。圃場整備とともに川が少し移転しまして、ここに道路が設けられた訳です。その時に道路と屋敷の隙間はでこぼこしていますが、ここに農地が貼り付けられたということで、本人もわからないまま今日まで過ごした訳でございます。したがって、周辺に農地もなく営農に支障をきたすことはございませんので、みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

只今、地区担当委員として意見を述べさせていただきました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第4号 非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(9番 福田 委員出席)

(議案第5号あっせん委員の指名)

議 長

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第5号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号 あっせん委員の指名について、農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名をおこなうものです。

受付番号1番は、神埼町〇〇、田12筆および畑8筆 合計30,032㎡で、申出理由は「後継者がいないため」ということです。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。現在利用権設定がある農地については、合意解約通知書が提出されております。位置図は、16ページから21ページに添付しております。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。あっせん売渡しの申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。受付番号1番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、6番の原 委員を指名したいと思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、6番の原 委員、宜しく願いいたします。

議 長

次に、受付番号2番、あっせん委員の指名について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号 受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番は、神埼町〇〇、田3,079㎡で、申出理由は、「後継者がいないため」ということです。位置図は、22ページに添付しております。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。申請地は利用権設定がされておりますが解約の見込みであるということですので、以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号2番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、7番の大田 委員を指名したいと思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、7番の大田 委員、宜しくお願いいたします。

(議案第6号 農地の買受適格証明願)

議 長

次に、議案書の6ページをお開きください。議案第6号 農地の買受適格証明願についてを議題といたします。なお、落札後、本申請は農地法第3条許可申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、次回の総会に諮らないで許可してよいか、併せてご審議を願います。受付番号1番について事務局の説明を願います。

事務局

【議案第6号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第6号 買受適格証明願(耕作目的)について

本件は、佐賀地方裁判所が競売に付した物件に関して、買受適格証明願の申請があったものです。農地の競売や公売によって農地を取得しようとする場合、入札に参加できる者は農業委員会または県知事の交付する買受適格証明書を有する者とされております。今回の案件は、農地を耕作目的で買受けるため、農地法第3条の規定による許可基準に沿ってご審議いただくものです。それでは、申請内容についてご説明します。受付番号1番 申請者等は記載のとおりで、経営規模の拡大のために取得し飼料用稲を作付するということです。申請人には、貸付地がありますが、相互に利用権設定をおこない耕作地を交換したほうが営農上効率がよいという理由であるため、全部利用効率要件に抵触せず、許可基準を満たすものと思われれます。なお、位置図を23ページから26ページに添付しております。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。

議案第6号 農地の買受適格証明願、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって受付番号1番は、農地の買受適格証明書を発行することに決定をいたします。

(農政水産課入室)

(議案第7号関係)

議 長

別冊の議案第7号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号 議案書の総括表を基に朗読後、説明】

おはようございます。農政水産課の川端と申します、よろしくお願ひいたします。

説明に入る前に議案書に2点訂正がございます。1ページの利用権設定総括表の千代田町新規の計の数値が226789.13㎡を226,789.13㎡に訂正をお願いします。

それから12ページの千代田町再設定34番の地番表記が漢数字の二を英数字の2に修正をお願いします。お手数を掛けて申し訳ございませんでした。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。利用権設定関係総括表利用権設定関係

神埼町 新規 6件 再設定 15件 計 21件

内訳は田 54筆 115, 662㎡

千代田町 新規35件 再設定 35件 計 70件

内訳は田162筆 414, 675. 13㎡

畑 1筆 162㎡

計163筆 414, 837. 13㎡

神崎市 合計 91件

内訳は田216筆 530, 337. 13㎡

畑 1筆 162㎡

計217筆 530, 499. 13㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議長

只今、総括表の説明が終わりました。

農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件について先に審議いたします。

議長

それでは、11番 福田 肇 委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(11番 福田委員退室)

議長

10ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定、受付番号9番の議事参与に関する案件について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号 議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の10ページの千代田町、再設定9番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名設定の利用目的、設定期間となっております。設定する内容は、田1筆3, 731㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目直しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号 農用地利用集積計画、千代田町、再設定、受付番号9番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、11番 福田 肇 委員の入室を許可します。

(11番 福田 委員入室)

議 長

次に2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分、受付番号1番から受付番号6番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から6番までの申し出について説明します。設定する内容は、田9筆27, 131㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号 農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページから4ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号 1 番から受付番号15番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から4ページの15番までの申し出について説明します。設定する内容は、田45筆88,531㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号 農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号15番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページから8ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号35番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町、新規1番から8ページの35番までの申し出について説明します。設定する内容は、田89筆226, 789.13㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

はい、3番 服巻 委員

(質疑・応答)

3番 服巻 委員

3番の服巻です。

5ページの3番、利用目的と賃借料のところに水田・期間借地使用貸借権設定と書いてありますが、勉強不足ですいませんけど説明をお願いします。

議 長

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

はい。千代田町、新規の3番の申出の利用目的につきましては、水田の期間借地と書いてありますが、期間借地につきましては、表作、裏作、つまり、米のみ、麦のみのどちらかにというふうにご利用権設定を申請するものです。次の行の使用貸借権設定につきましては、他の申出に関しては金額が書かれていますが、こちら賃借権となっております。使用貸借権に関しましては、無償での利用権設定となっております。説明は以上です。

議 長

よろしいですか。服巻 委員
他に質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号 農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号35番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、9ページから12ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号9番を除く、受付番号1番から受付番号35番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の9ページの千代田町再設定1番から12ページの35番までの申し出について説明します。設定する内容は、議事参与の制限を受ける分を除きまして、

内訳は田 72筆 184, 155㎡

畑 1筆 162㎡

計 73筆 184,317㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。

議案第7号 農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号9番を除く、受付番号1番から35番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農振除外申請関係)

議長

次に、別冊の議案第8号 農振除外申請(軽微な変更)に伴う事前審査についてを議題といたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第8号、議案書を基に朗読後、説明】

改めまして、おはようございます。農政水産課の音成と申します。

着席して説明させていただきます。

議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条(農業振興地域整備計画に係る軽微な変更)の規定により、神崎市農振除外申請の軽微な変更に伴う事前

審査について説明させていただきます。ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。神埼町1件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番、神埼町〇〇地区の農業用倉庫建設として、田1筆で面積634㎡となっております。詳細については、添付資料のご確認をお願いします。農振除外申請による説明は以上です。よろしくをお願いします。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

はい、9番 角田 委員

(質疑・応答)

9番 角田 委員

はい、9番の角田です。4ページ、この申請地の南側に水田になっておりますが、水の取り入れ口はどうなっているのか。

農林水産課

ご質問について、ご説明させていただきます。パイプライン等が現在入っておりますが、今後、土地改良区と相談しながら水替えの方は整備していくことになっております。

議 長

よろしいですか。他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、議案第8号の農振除外申請(軽微な変更)については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農振除外申請関係)

議長

次に、別冊の議案第9号 農振除外申請に伴う事前審査についてを議題といたします。

議長

それでは、議案第9号 農振除外申請に伴う事前審査、受付番号1番、受付番号2番について、農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第9号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第9号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。千代田町1件、神埼町1件、の計2件の申請となっております。説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。1番は、千代田町〇〇地区の送配電鉄塔建替として、田、計7筆で、面積527.06㎡となっております。2番は神埼町〇〇地区の農協事務所建設として、田1筆で、面積5,990㎡となっております。詳細につきましては、添付資料の確認をお願いします。農振除外申請による説明は以上です。よろしくをお願いします。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

はい、2番 筒井 委員

2番 筒井 委員

2番の筒井でございます。〇〇地区に鉄塔の建替えということで、鉄塔のところの土地は買収されていると思いますが、電線の下土地はどうなっているのか、わからんけんお伺いします。

議長

はい、農政水産課

農政水産課

手元に電線の下の方の資料等がございませんが、事務をさせていただく際に、電線の下の部分については、筆は分かれていたように記憶しておりますが、正確なお答えはできません。申し訳ありません。

2番 筒井 委員

聞くとところによりますと買収されたところもあるし、一括で補償したところあつし、もしそこで申請して、宅地造成は許可が下りつか、下りらんか。今後、電線の下に、もしそういう案件がでた場合はどうふうな扱いをしたらよかですか。

農政水産課

お答えさせていただきます。これまでに市の事業として、ちょっと脱線するかもしれませんが、〇〇工業団地があったと思いますが、そこらへんの時の状況等を振り返りますと、電線の下には建物は建てられないと個人的には承知しております。今回、既存の鉄塔の横に新しく高めの鉄塔が建替えされる今回の案件ですが、いくらか法線が変わるかわかりませんが、線の通る下の方には建物は建てられないと承知しております。

2番 筒井 委員

そうしたら、申請すれば許可は下りるですかね。農業委員会は電線の下は、許可は下りらんですか、申請して。

事務局

はい、議長

議 長

事務局どうぞ

事務局

建物等の転用に関して、条件が高圧線の下で、そういう条件が整わないということであれば、当然許可要件を満たしていないと判断せざるを得ないと思います。

2番 筒井 委員

許可は下りますかね。下りますね、下りらんね。

事務局

下りらんということで、よろしいと思います。

2番 筒井 委員

下りらんということであれば、現在、〇〇に工業団地のできよんもんね、化粧品屋こっちゃ

いなんこちやい、南東の方に高圧線の下を造成してあつですよ、南の東の方に造成してあつですよ、そこんたいが、どがんして前の農業委員さん達が全部許可してあろうばってんさい、3期目の農業委員さんやっつたろうたぶん、案件がでとつたろうもんじゃ、そんな時、通してあろうけん、どういうふうなことでなつとつこちやい。そこは削るこちやい。

事務局

筒井委員のご質問ですけど、高圧線の下鉄塔以外の高圧線の下について、買収するのかの質問があったと思いますが、地上権を設定するにあたって、どういう条件が付くのかによって違うと思います。只、農地法について許可できないと答えましたけど、山口から補足があるようですので、山口から説明させます。

事務局

〇〇工業団地のことをご存じの方からすると、音成副課長も言われましたが地役権の設定で字図は分かれておりました。その部分につきましては、資料が手元にありませんが、やはり、地役権の関係で九電の方との協議で、構造物は下の方には建てないということで、あちらは調整池の範囲内になっている記憶がありますので、今、現在でこの土地の電線の法線のラインで地役権が設定されて、字は別れていると思います。ですので、今回必要であるならそのラインが追加されるということですけども、今回の地区除外をなさる部分は、あくまで鉄塔を設置された部分であり、きっと残りの部分は青地だと思いますので、そこに何かをしようとするれば土地の権利者を含めて九電の協議は絶対必要です。九電の同意が取れなければ、何らかの制限がかかってくると思っております。

ここは1種農地です。ど真中ですので、そんな変なものは建てられないということはあるんですけども、あくまで農地法の許可基準で照らし合わせ、妥当とするかプラス地役権者の九電との協議が必要です。九電(地役権者)との協議が必ず必要な案件になると思います。答えが十分かどうかわかりませんが。

2番 筒井 委員

それを参考に電線の下から何メートルぐらい引いて建物を建てたらよかですか。わからんね。調べとかんば、そういう案件が今から出てくるはずでもんね。

事務局

筒井委員からご質問がありましたが、その線の下鉄塔を含めてどういう状況になっているのかと、高圧線上からどの範囲なのか、何度の線までなのか、具体的に次回の総会の折に回答させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議 長

他に質問ありませか。

はい、3番 服巻委員

3番 服巻 委員

3番の服巻です。

ページ5のここにビニールハウスがありますが、既存の部分の上を通るからそれは関係ないということでもいいのですか。

事務局

服巻 委員の質問にお答えします。

先ほどの筒井委員の質問とかぶるところがあると思いますが、地上権の分でその高圧の下の部分でどういうふうに九電さんがどのように地権者にご相談されたか見えません。農政水産課も詳しい資料がないということで、ビニールハウスについては、建物じゃない農業施設でありまして、既存のハウス上に設置されるということですので、それなりに地権者にご相談されたと思いますので。電気法わかりませんが、その中において、当然影響がないという判断の基に、この計画路線で計画されたと思いますので、回答になりませんが、そういうことでよろしいでしょうか。

議 長

服巻 委員よろしいですか。

3番 服巻 委員

はい、わかりました。

議 長

他に質問ありませか。

2番 筒井 委員

〇〇の土地のことで、よかですか。

議 長

はい、筒井委員どうぞ。

2番 筒井 委員

2番の筒井でございます

10ページの位置図を見れば、市の駐車場かね今あるとは、ここを外した田んぼの分を申請しなっとですかね。

議長

農政水産課どうぞ。

農政水産課

お答えさせていただきます。10ページをご覧いただいていると思いますが、今回申請されているのが、〇〇の事務所の建設ということで申請されております。この〇〇番地の図面でいうところの南側の部分につきましては、添付している資料に一部見えていますが、神埼市の市営の駐車場として計画されているところであります。市の駐車場の件につきましては、今後、申請されると思いますが、あくまで今回の申請につきましては、〇〇番地は北側の方に位置します、5,990㎡の除外に内容になるかと思っております。以上でございます。

2番 筒井 委員

駐車場の方は申請してあつてですかね、西の方の歩道沿いたいね、市長さんから話を聞いたところは、南と西の交換地になつとつとばつてん、この資料にあがつとらんけん、これだけで〇〇は建てられるこつちやい。交換手続ばはようせんば、でけんじゃなかこつちやい。

農政水産課

お答えさせていただきます。15ページの方に資料をつけさせていただいております。ご指摘のように、西側の方に縦長に市有地が2筆あります。〇〇番〇〇と〇〇番〇〇の2つ雑種地があります。このうち北側の部分を交換というような調整がされていると承知しております。北側の方に位置します、市が持っております2つの地番のうち、〇〇の敷地に該当する部分の土地を交換されて〇〇の敷地になると聞いております。

南側の部分につきましては、雑種地と〇〇が購入されるます〇〇番と南側との交換とお聞きしているところでございます。市営の駐車場の農振除外につきましては、この後に整理されるものと思っております。以上です。

2番 筒井 委員

そいぎ、その時にこの案件がでつとね、今は6反ばかりのことだけね。

うちの方は線路から南の方じゃんね、北の方はよかばつてん、南の方から鉄道を渡らんばいかんけん、立体交差にされんやろうか、百姓さん達がいいよらすばつてん、これは〇〇ですか、〇〇ですか。

農政水産課

みなさんご存じだと思いますが、〇〇の中の〇〇の事務所ということで建てられると承知をしております。先ほど立体交差の南側の住民さんが、北側に国道なり鉄道を渡っていく、交差の工夫ということで話があつておりましたが、一部行政の中でも検討はされていると聞いて

おります。実現するかはわかりませんが、協議されていると承知しております。

2番 筒井 委員

その分は、よろしく願いしときます。ありがとうございました。

議 長

他にありませか。

質疑もありませんので、議案第9号の農振除外申請に伴う事前審査の受付番号1番、受付番号2番については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で議案第9号 農振除外申請に伴う事前審査についての審議を終わります。
農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

受付番号1番から受付番号26番について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から26番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから9ページに記載しております、受付番号1番から26番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。なお、受付番号2番から7番までは、あっせん希望申出に伴う合意解約です。また、受付番号11番から26番は、農事組合法人〇〇との利用権設定に伴う合意解約です。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(農地利用配分計画関係)

議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画についてを議題とします。

総括表及び集計表について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第2号、農地利用配分計画について説明】

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告(農地利用配分計画関係)について、農地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。

1ページの農地利用配分計画関係総括表をご覧ください。利用権による権利の設定で、神埼町1件、田2筆2, 687㎡、千代田町1件、田80筆194, 096㎡です。

農地の出し手から公社へ利用権設定を行った農地を、農地利用配分計画により担い手へ貸付けを行うというものです。詳細は2ページ以降に記載のとおりですので、お目通しをお願いします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

質問がないようですので、報告第2号、農地利用配分計画については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。
これもちまして、平成29年第10回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
ご審議ありがとうございました。

10時40分 閉 会